

平成23年第4回定例議会

議員改選後の初議会となる平成23年第4回定例議会が、12月9日から22日までの会期で開催されました。今議会には、一般会計他8会計の補正予算や小美玉スポーツシュレ公園整備事業の中止を求める動議等が提出され、審議が行われました。



4年間の信託を受け "新たな議会が始動"

(12月9日、本議場)

「スポーツシュレ公園整備事業」計画中止を議決

平成23年第4回定例議会の最終日である12月22日に、これまで、市の総合計画に基づき新たなまちづくりの一事業として進められてきた「小美玉スポーツシュレ公園整備事業」に対して中止を求める動議が提出され、欠席議員2名、議長を除く出席議員19名で起立採決を行った結果、賛成多数で可決しました。

■ 決議内容

現在、市では小美玉スポーツシュレ公園整備事業を着々と進めております。

市で計画している利用者及び運営収支等は、あくまで机上の計算であり到底納得できるものではありません。また、市では地区説明会や市報等で広く市民に周知し、理解していただいていると言っておりますが、それは市側の言い分で市民は納得しておりません。

市民は当事業の内容を詳細に知ったことにより、反対の意思を表明していることはご承知のとおりです。当事業の事業費及び、規模等を考えた時、小美玉市にこれだけの事業を必要とするのか、市民のための事業でないことは明白であります。市

民の為の行政を執行するのが市本来の目的であり、多くの市民が反対を表明している当事業を推し進めるべきではありません。

市民の意思を尊重し、行政は誰のためにあるのかをよく認識し、目先のことだけでなく、将来のことまでよく考え、禍根を残さないためにも、当事業は即中止すべきであります。よって、事業中止を決議する。

(議員発議8号)

■ 質疑 (議員発議8号)

Q 災害復旧が順調であればこの事業に決して反対ではないということ聞いたが。

A 災害復旧と公園整備事業は別個に考えている。始めから赤字が出ると分かっている事業には反対です。

Q 現在、本市は非常に財政状況がよい(經常収支比率全国で10位)ので、将来を見据えた小美玉市にとって有利なこの事業を推進すべきと考えるが。

A 財政状況がよければ何をやってもよいという訳ではない。市民のためになる事業であれば反対はしない。

事業中止に " 賛成 10 : 反対 9 "

小美玉スポーツシューレ公園整備事業中止を求める動議 (議員発議第 8 号)

■反対討論 事業中止に反対の意見 (木名瀬議員)

スポーツシューレ公園計画が平成 20 年 3 月にスタートした当時、私は総務常任委員長でした。21 年 9 月まで当委員会では審査し 5 回とも全会一致で可決し、本会議でも全会一致及び賛成多数で可決しています。その後、当事業は文教福祉常任委員会の所管になり審議されてきました。3 年に及ぶ当事業に関する議案等の審議は全部で 8 回になり、全て可決されています。中でも、21 年 3 月、地元の先後区長が中心となり、堅倉学区の 15 人の区長が署名をして、ぜひこのサッカー場の建設を進めてほしいという請願が出ました。このとき関口輝門議員、加藤吉博議員は紹介議員であり、当請願は採択されました。これまで議会で賛成し議決してきたことは非常に重く、それを基に執行部では事業を進めてきたわけです。

私たちが今できることは 20 代、30 代の若い人たちに小美玉市に残ってもらうための市の活性化、子どもから大人までみんながいつでもスポーツやウォーキング等の健康づくりができるような環境づくりをすることと考えます。ですから、このスポーツシューレ公園の建設に賛成し、この動議には反対です。

■賛成討論 事業中止に賛成の意見 (福島議員)

私は、市民の声が聞こえてくるものをつくるべきという観点から、当初からスポーツシューレ公園整備事業に反対しています。予算的には、市の財政が非常に良いとしているが、独自のアンケート調査結果では、重税感を感じている市民が多い。何をやるべきか、市が豊かであれば、まず国保税や子どもの医療費の削減をお願いしたい。そのうえで、子どもの健全育成(健康によいから)ということで十分な話し合いをされるべきで、一度この事業を白紙に戻し、もう一度初めから議論をしていただきたい。

■反対討論 事業中止に反対の意見 (谷仲議員)

この事業について、民主主義、市政の場である議会での十分な議論が尽くされていないこと。新市計画において国・県からの交付金、補助金を始めとする財源の構成及びまちづくり全体の中で市民の皆様に対し、公園整備事業の位置づけとこの事業の正確な情報がストレートに伝わっていないということ。郷土小美玉市の発展を願い、この事業に賛同されている方々、また時期を含めきちんと議論すべきという方々、これらの民意も存在するという点。附則として、選挙の結果をみても有効投票者数 2 万 8,530 名のうち 1 万 2,273 名がこの意見であり、得票率で約 43% を占めていることなどを踏まえ、もう一度論点を整理し、対話を重ねた建設的な議論のもと、われわれ議会の大きな目的である郷土小美玉市の発展に寄与する賢明な判断をくださなければならないと考えます。

積極的な活動に期待 新たに 2 つの " 特別委員会 " を設置

■議員提案条例等調査特別委員会

【目的】 自治体の権限が拡大し、議会の役割も大きくなったことに対応して、当議会では、「市民に開かれた議会」のなお一層の実現を図るため、また、議会の更なる活性化・発展をさせるためには、まず、議員が提案する条例等の内容についてより調査・研究することが必要であるため設置する。

【構成】 委員長) 加藤吉博、副委員長) 木名瀬幸吉 田村昌男、戸田見成、古谷庄二、笹目雄一 大槻良明、小川賢治、福島ヤヨヒ、中根要樹 議長) 村田春男

■行財政改革特別委員会

【目的】 本市における行財政改革の進捗状況を注視し、本市の運営の効率化と安定化を図るため、市の行財政改革の推進に関する事項につき調査・研究を行い、市に対して必要な意見又は提言を行うことを目的に設置する。

【構成】 委員長) 戸田見成、副委員長) 山本信子 市村文男、古谷庄二、笹目雄一、関口輝門 加藤吉博、萩原 茂、大槻良明、長島幸男 議長) 村田春男

12月 定例議会 審議結果 (全 23 件)

| No | 議案等の名称 ～主な内容～ | 結果 | 委員会審査 |
|--|---|----|-------|
| ■ 議員発議 (6 件) | | | |
| 5 | 広報特別委員会の設置について 提出者：関口輝門ほか 5 名 | ◎ | — — |
| 6 | 百里基地・茨城空港対策特別委員会の設置について 提出者：関口輝門ほか 5 名 | ◎ | — — |
| 7 | 新市建設計画推進特別委員会の設置について 提出者：関口輝門ほか 5 名 | ◎ | — — |
| 8 | 小美玉スポーツシューレ公園整備事業中止を求める動議 提出者：中根要樹ほか 10 名 | ○ | — — |
| 9 | 議員提案条例等調査特別委員会の設置について 提出者：関口輝門ほか 5 名 | ◎ | — — |
| 10 | 行財政改革特別委員会の設置について 提出者：関口輝門ほか 5 名 | ◎ | — — |
| ■ 条例の改正 (3 件) | | | |
| 89 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (一部) ～ 納税組合の廃止に伴うもの～ | ◎ | 総 ◎ |
| 90 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (一部) ～ スポーツ基本法の施行に伴うもの～ | ◎ | 文 ◎ |
| 91 | 市スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例 (全部) ～ 「スポーツ基本法」が、「スポーツ振興法」の全部改正として制定されているため、この法律の規定を引用している関係条例を改正するもの～ | ◎ | 文 ◎ |
| ■ 平成 23 年度 補正予算 (9 件) | | | |
| 92 | 一般会計 補正額 1 億 2,230 万円 ↑ 補正後額 216 億 8,180 万円 | ◎ | 各 ◎ |
| 93 | 国民健康保険 [事業勘定及び直診勘定] 補正額 2 万円 ↓、補正後額 60 億 6,036 万円 | ◎ | 文 ◎ |
| 94 | 後期高齢者医療保険 補正額 1 万円 ↓、補正後額 3 億 5,088 万円 | ◎ | 文 ◎ |
| 95 | 下水道 補正額 1 万円 ↑、補正後額 19 億 6,146 万円 | ◎ | 産 ◎ |
| 96 | 農業集落排水 補正額 4 万円 ↓、補正後額 4 億 3,137 万円 | ◎ | 産 ◎ |
| “ 審議結果の表記・見方 ” | | | |
| [審査委員会] 総：総 務、文：文教福祉 産：産業建設、各：各所管委員会 | | | |
| [賛 否] ◎：全会一致で可決 (また承認・同意・採択) ○：賛成多数で可決 ×：全会一致で不採択 | | | |

| No | 議案等の名称 ～主な内容～ | 結果 | 委員会審査 |
|----------------------|--|----|-------|
| 97 | 戸別浄化槽 補正額 13 万円 ↑、補正後額 7,263 万円 | ◎ | 産 ◎ |
| 98 | 介護保険 [事業勘定] 補正額 395 万円 ↑ 補正後額 29 億 84 万円 [介護サービス事業勘定] 補正額 180 万円 ↑、補正後額 510 万円 | ◎ | 文 ◎ |
| 99 | 病院事業 [資本的支出] 補正額 1,093 万円 ↑、補正後額 8,829 万円 | ◎ | 文 ◎ |
| 100 | 水道 [収益的支出] 補正額 329 万円 ↓、補正後額 7 億 4,906 万円 | ◎ | 産 ◎ |
| ■ その他 (1 件) | | | |
| 101 | 市道路線の認定について ～ 市道小 21112 号線、市道玉 5331 号線、市道玉 5332 号線～ | ◎ | 産 ◎ |
| ■ 人事案件 (1 件) | | | |
| 102 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて (追加) ～ 前委員の退職に伴い、新たに笹目雄一氏を監査委員に推薦するもの～ | ◎ | — — |
| ■ 請願・陳情 (3 件) | | | |
| 6 | 「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う小美玉市放射線対策」に関する請願書 | ◎ | 総 ◎ |
| 2 | 「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う小美玉市の子どもへの安全対策」に関する陳情書 | ◎ | 総 ◎ |
| 3 | 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情書 | × | 総 × |

一般会計補正予算の主な内容

| | |
|------------------|------------------|
| 【 歳 入 】 | |
| ・特別交付税 (地方交付税) | 1 億 695 万 6 千円 ↑ |
| ・空の駅整備事業債 (市債) | 1 億 2,100 万円 ↓ |
| ・災害復旧事業債 (市債) | 390 万円 ↑ |
| 【 歳 出 】 | |
| ・障害者自立支援事業 (民生費) | 3,383 万 4 千円 ↑ |
| ・放射線対策事業 (衛生費) | 1,278 万 4 千円 ↑ |
| ・災害復旧費 | 431 万 2 千円 ↑ |

緊急事態基本法? ・ ・ ・ 外国からの侵略やテロなどの有事や、大きな自然災害、原子力発電所の事故等、国家の独立と安全における危機や、国民の生命・財産が脅かされる重大で切迫した事態に対応するために、国として迅速かつ適切に対処するための基本法。